

土地改良区を元気にする情報紙！

水土里ネット パワーアップナビ



目次

とちぎスマート土地利用型農業研修会（平成 30（2018）年5月30日）

- 合併後を訪ねて 水土里ネット市貝町〔市貝町土地改良区〕
- 園芸総合相談所（愛称：みのいす）を設置しました
- 県営土地改良事業の換地業務に係る感謝状贈呈式
- 平成30年度農業農村整備に関する説明会が開催されました

2019/3

Vol. 14

TAKE FREE

合併後を訪ねて

このコーナーでは、合併に至るきっかけや合併後の土地改良区運営について紹介します。

水土里ネット市貝町 (市貝町土地改良区)

所在地：市貝町大字市塙 1393-4
理事長：藤平 元一
設立：平成 17 (2005) 年 1 月 12 日
地区面積：864 h a
組合員数：1,102 名

水土里ネット市貝町は、平成 25 (2013) 年 12 月 1 日に水土里ネット小貝川沿岸、平成 30 (2018) 年 4 月 1 日に水土里ネット小貝川中部と合併しました。

現在は、総代 43 名、役員 21 名（理事 18 名、監事 3 名）、事務局 3 名の体制で土地改良区の運営をしています。

今回は、藤平理事長、上山副理事長、篠崎会計主任から水土里ネット市貝町の運営についてお話を伺いました。



合併の経緯や合併後の運営についてお話しする篠崎会計主任（右）、藤平理事長（中央）、上山副理事長（左）

◆合併に至った経緯

市貝町土地改良区は、平成 17 (2005) 年に市貝町の 7 土地改良区が合併し設立されました。

小貝川沿岸土地改良区及び小貝川中部土地改良区は、圃場整備事業の実施を目的として設立された土地改良区であり、事業完了後は市貝町土地改良区と合併することを念頭に設立されました。

平成 23 (2011) 年度に小貝川沿岸土地改良区内の事業が完了し、平成 29 (2017) 年度に小貝川中部土地改良区内の換地処分が完了したことから、**効率的に土地改良施設の維持管理を行い、組合員の負担軽減を図る**ために合併しました。

◆合併に至るまでの合意形成

小貝川沿岸土地改良区及び小貝川中部土地改良区の設立時から、土地改良区内で合併の説明を行っていたので、合意形成に支障はありませんでした。



（写真左）土地改良区事務所：2階には会議室があり、理事会や監事会開催時に使用している。

（写真右）事務所内の様子

◆合併後、業務で苦労したこと

合併前の小貝川沿岸土地改良区では、組合員は現金で賦課金を納付していたので、合併後口座振替に変更する作業に苦労しました。

◆合併前と比較して大きく変わったこと

地区委員・役員・事務局間の連絡体制が確立されました。旧土地改良区単位で地区委員会を設けており、地区内の意見要望等を委員会で集約して役員や事務局に諮っています。

◆来年度着工する圃場整備事業

椎谷地区において、水田 26.9ha、畑 1.4ha の県営圃場整備事業が予定されています。この地区は、天水を主水源としているため、用水不足を来していますが、事業実施によりパイプラインを整備し水不足の解消を図ります。併せて標準区画

を50aの大区画とした農地整備を実施することにより農作業の効率化が期待されています。

◆今後の土地改良区運営

地区内には、土水路で区画が狭い農地がありますが、このような条件の悪い農地では将来借り手がなくなるのではと懸念しています。このことを踏まえ、圃場の大区画化や農地中間管理機構を活用した農地の貸借など、組合員が安定した営農を続けていけるような体制づくりを進めていきたいと考えています。



大田原市土地改良区と金田北部土地改良区 合併予備契約書調印式

平成30(2018)10月26日、大田原市土地改良区と金田北部土地改良区の合併予備契約書調印式が大田原市総合文化会館で行われました。

調印式には、大田原市土地改良区高橋理事長及び金田北部土地改良区荒井理事長、また立会人として津久井市長、那須農業振興事務所原所長が出席しました。

金田北部3期地区の県営事業完了に伴うもので、合併により金田北部土地改良区における**専任職員不在の状況が解消**されます。

両土地改良区は今年3月に合併し、運営基盤の強化を図っていきます。



また、来年度実施の県営圃場整備事業に伴い、職員を1名増員する予定です。4月1日から改正された土地改良法も施行されることから、新たな事務局体制でより一層事務を円滑に行っていきたいと思います。



みのりす

県からのお知らせ

園芸総合相談所（愛称：みのりす）を設置しました



県では、「園芸大国とちぎ」の実現に向け、各農業振興事務所と生産振興課内にトータルのサポートを行うワンストップの相談窓口「**園芸総合相談所**」(愛称「**みのりす**」(※))を平成30年(2018)7月12日に設置しました。

「新たに園芸作物を導入したい」「規模拡大や産地化に取り組みたい」「流通・販売対策に取り組みたい」など各種相談に対応しますので、是非ご活用ください。

※「みのりす」の由来

みのり(作物が実る、思いが結実する、産地化の実現)と**プレイス**(英語で場所を意味する place)をつなぎ合わせた造語です。

園芸を志す生産者の思いを産地化へとつなげる(実現に導く)場となるとともに、多くの旅人の目印となってきた北極星を示す「**ポラリス**」を掛け合わせました。

相談窓口設置場所

- 河内農業振興事務所
- 上都賀農業振興事務所
- 芳賀農業振興事務所
- 下都賀農業振興事務所
- 塩谷南那須農業振興事務所
- 那須農業振興事務所
- 安足農業振興事務所
- 生産振興課

経営
普及部

平成30（2018）年度 県営土地改良事業の換地業務に係る感謝状贈呈式

平成30（2018）年11月19日、県公館において、県営土地改良事業の換地業務に積極的に取り組み、平成29（2017）年度に換地処分を完了した次の土地改良区に対し、知事感謝状を贈呈しました。

- ・市貝町土地改良区（小貝川沿岸2期地区）
- ・金田北部土地改良区（金田北部3期地区）
- ・日光市土地改良区 大桑地区圃場整備事業推進委員会（大桑地区）

感謝状を受けた土地改良区を代表して市貝町土地改良区の藤平元一理事長が、「今後は、県営土地改良事業で生まれ変わったこの農地を次世代に喜んでつないでいけるよう、活性化していくことが私たちの使命と考えております。」と述べられました。



感謝状贈呈の様子



市貝町土地改良区 藤平元一理事長

平成30年度農業農村整備に関する説明会が開催されました

平成30（2018）年11月21日、栃木県土地改良会館大会議室において、農業農村整備に関する説明会が開催されました。土地改良法の改正に関する説明では、出席者が熱心にメモを取り、積極的に質問する様子から、法改正に対する関心の高さがうかがえました。

県は、土地改良区が改正法に対応していくために、関係団体と連携して**施設の資産評価**や**巡回指導**等を実施し、支援していきます。



～編集後記～

市貝町土地改良区の役職員の皆様、ご協力ありがとうございました。紙面をお借りして、心より感謝申し上げます。

県では、今後とも分かりやすい紙面づくりを心掛けて参りますので、ご感想やご意見等がありましたら、下記までお寄せください。